
那珂川市 立地適正化計画

～届出の手引き～

令和2年7月

令和3年12月一部改訂

福岡県 那珂川市

目 次

1. 届出制度の概要	1
(1) 立地適正化計画制度の概要.....	1
(2) 計画の対象区域.....	2
(3) 誘導区域について.....	3
(4) 届出制度の概要.....	4
(5) 届出の流れ.....	4
(6) 届出に対する市の対応.....	4
(7) 宅地建物取引業法に基づく重要事項説明.....	4
2. 居住誘導区域に関する届出制度	5
(1) 目的.....	5
(2) 居住誘導区域に係る届出対象行為.....	5
(3) 届出の時期.....	6
(4) 届出書類の作成.....	6
(5) 届出書類記入例.....	7
3. 都市機能誘導区域に関する届出制度	10
(1) 目的.....	10
(2) 都市機能誘導区域に係る届出対象行為.....	10
(3) 届出の時期.....	12
(4) 届出書類の作成.....	12
(5) 届出書類記入例.....	13
4. 届出に係るQ&A	17

1. 届出制度の概要

(1) 立地適正化計画制度の概要

本市は、福岡市に近接する利便性の高さや、水と緑に囲まれた豊かな自然環境を持つことから、福岡都市圏の一角として、居住やレクリエーション機能を供給する地域として発展してきました。人口増加により、平成27年の国勢調査で人口5万人を達成し、平成30年10月1日に市制を施行するなど、現在においても人口増加と発展を続けております。

一方で、全国的には人口減少や少子高齢化により、地域の産業の停滞や都市の財政状況の悪化が進む中、いかに持続可能なまちづくりを行うかが課題となっています。これを背景として、平成26年8月都市再生特別措置法の改正により、住宅や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能を適切な場所に誘導し、持続可能なまちづくりをするための計画(立地適正化計画)を市町村が策定することができるようになりました。

本市においても、将来的に予測される人口減少や進行する高齢化に対応するとともに、便利で住み続けたい都市構造を形成する積極的なまちづくりを推進するため、立地適正化計画を策定し、令和2年7月1日に公表しました。

立地適正化計画では、都市再生特別措置法に基づき都市機能誘導区域・居住誘導区域を定めています。本計画の公表に伴い、誘導区域外では都市再生特別措置法に基づき、届出が義務づけられます。

なお、本計画は、緩やかな誘導を図る計画であるため、届出を求めますが、立地を規制するものではありません。

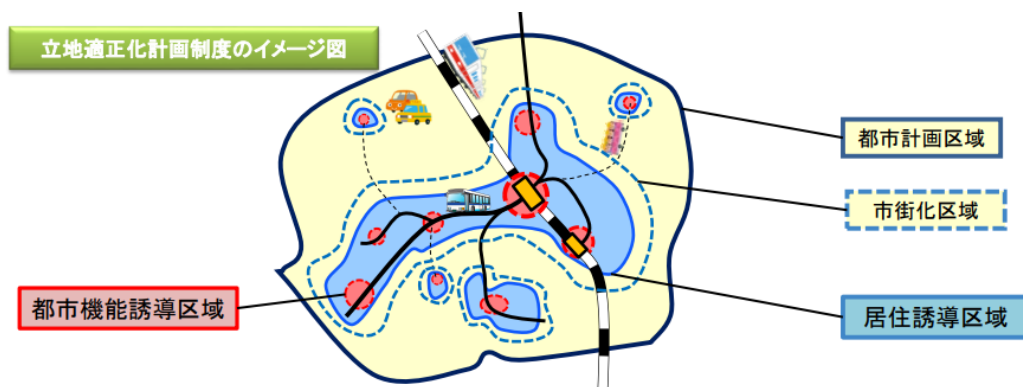


図 立地適正化計画で定める区域のイメージ

※那珂川市立地適正化計画では、独自の区域として「新市街地整備検討地区」を設定していますが、これら区域は届出の必要性の有無の条件とはなりません。

(2) 計画の対象区域

本計画の対象範囲は、法第 81 条に基づき都市計画区域内を対象としています。その内、誘導区域の設定は、市街化区域内に限って設定しています。

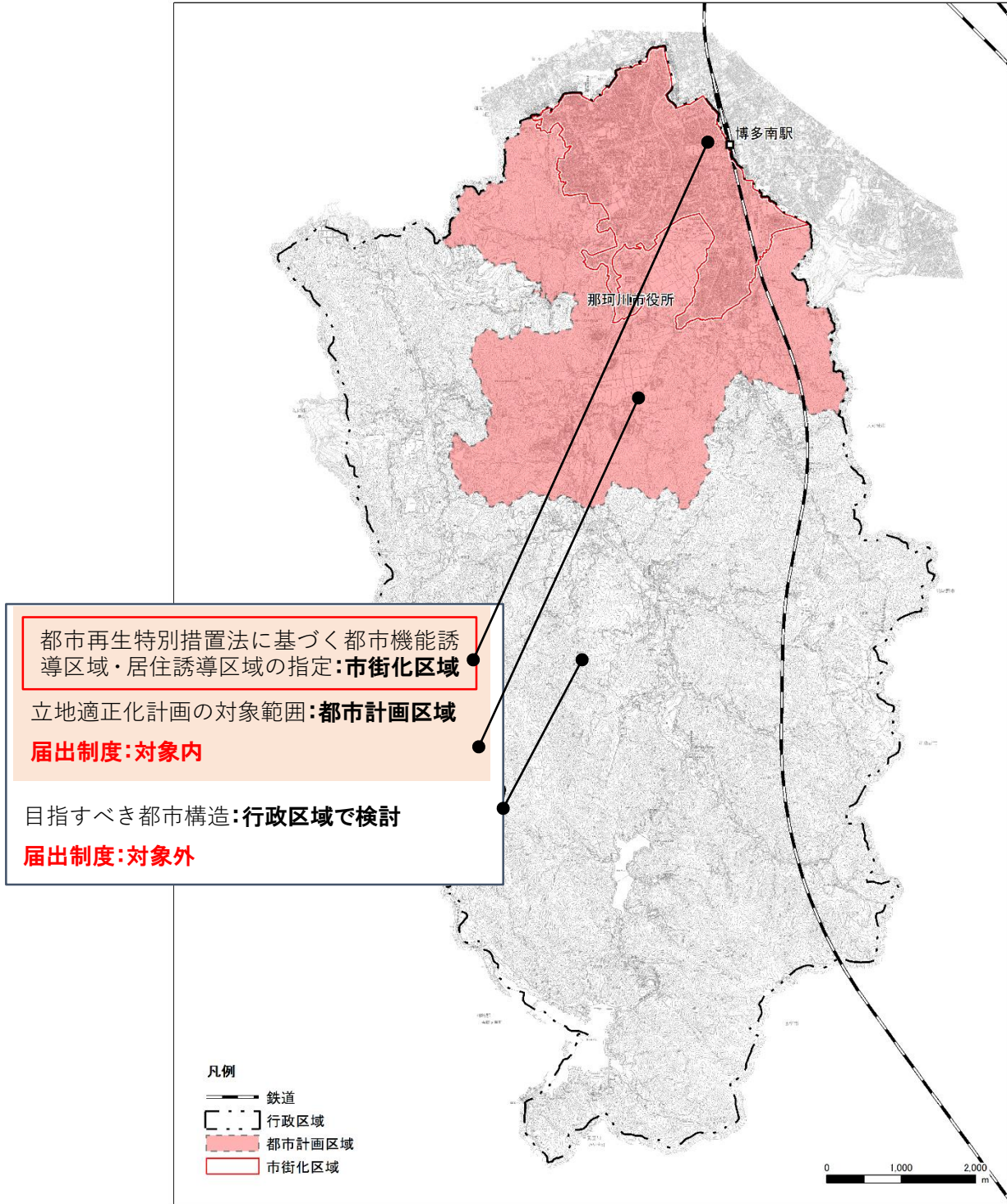
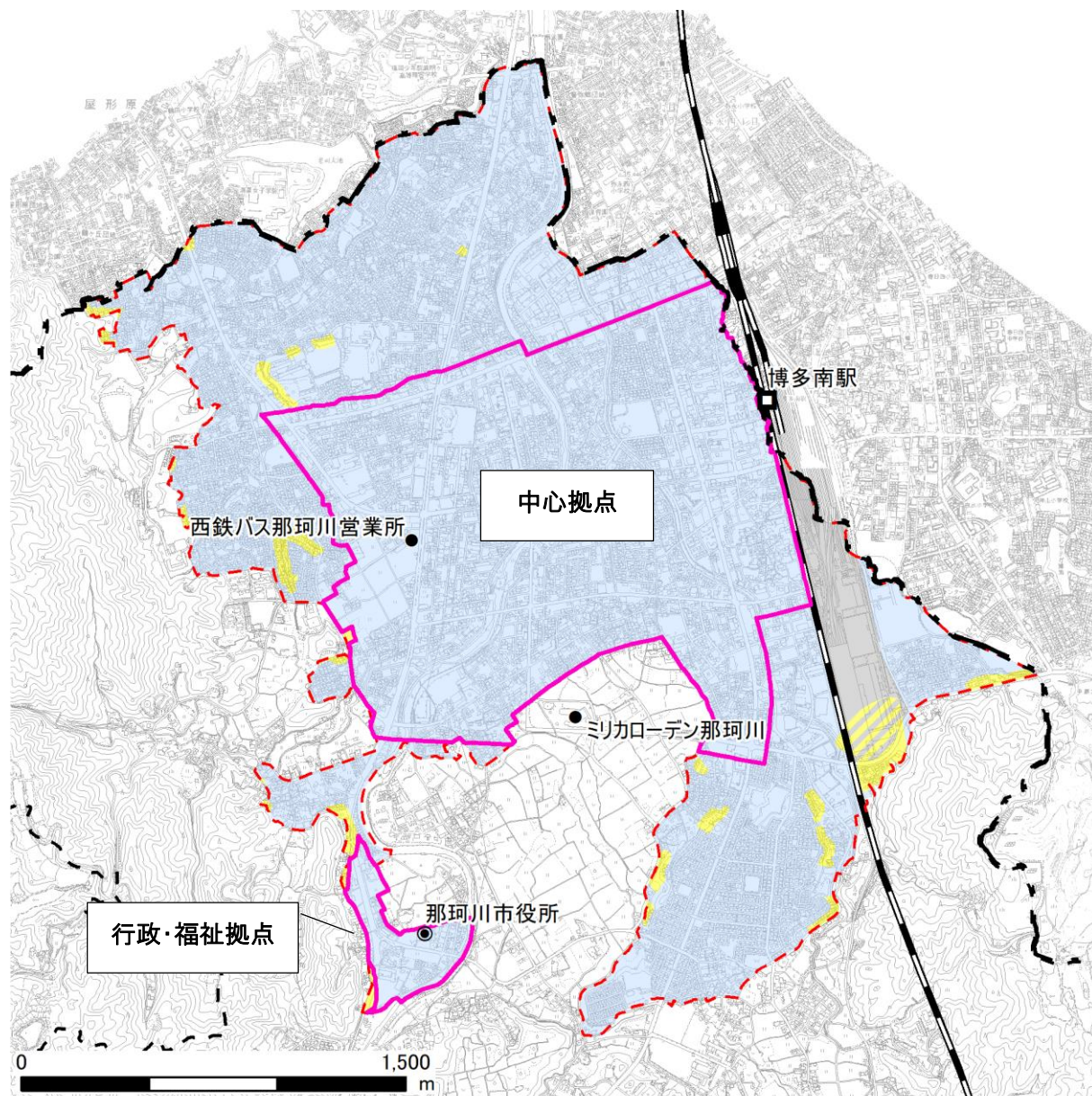

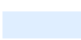
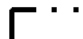








図 計画の対象区域

(3) 誘導区域について

那珂川市では、以下のとおり都市機能誘導区域及び新市街地検討区域を設定しています。区域の詳細は、都市計画課又は市ホームページにて閲覧いただけます。



- | | |
|--|--|
|  鉄道 |  居住誘導区域 |
|  行政区域 |  災害危険性のある区域 |
|  都市計画区域 |  新幹線車両基地 |
|  市街化区域 | |
|  都市機能誘導区域 | |
|  新市街地検討区域 | |

(4) 届出制度の概要

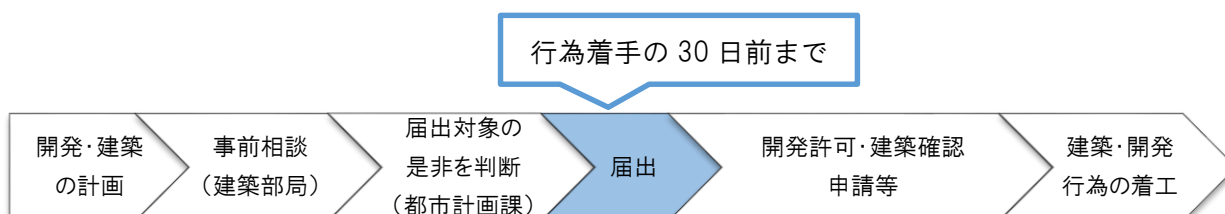
立地適正化計画の公表が行われると、都市再生特別措置法に基づき、一定規模以上の開発行為や建築行為を行う場合に、市長への届出が義務付けられます。

■届出の概要

目的	誘導区域外の住宅や誘導施設の立地動向を事前に把握するもの	
届出の対象区域	都市計画区域	
運用開始日	立地適正化計画の公表日	
届出の対象行為	都市機能誘導区域に関する届出制度	○誘導施設の開発・建築行為 ○誘導施設の休止又は廃止
	居住誘導区域に関する届出制度	○住宅の開発・建築行為
届出日	行為着手の30日前まで	
届出場所	那珂川市都市計画課	
届出の様式	窓口に設置するほか、市ホームページからもダウンロードできます。	

(5) 届出の流れ

届出の流れは、以下のとおりです。対象行為の届出については、いち早く情報を把握するため、開発許可・建築確認申請等の前に余裕を持って届出してください。



(6) 届出に対する市の対応

市は、届出者に対し、立地適正化計画の趣旨の説明や、立地誘導のための施策に関する情報提供等を行います。

また、当該届出に係る行為が、計画に基づく立地の誘導を図る上で支障があると認める場合は、市は、都市再生特別措置法（第88条第3項、第108条第3項）に基づき、届出者に対して勧告等を行う場合があります。

(7) 宅地建物取引業法に基づく重要事項説明

届出義務に関する規定は、宅地建物取引業法（第35条）の重要事項説明の対象となります。

2. 居住誘導区域に関する届出制度

(1) 目的

届出は、居住誘導区域外における住宅の開発・建築の実態を把握することを目的としています。

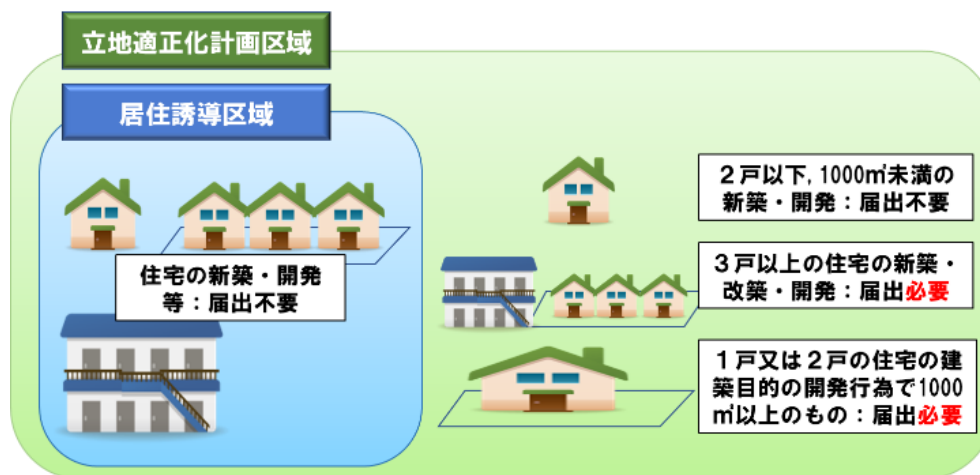
(2) 居住誘導区域に係る届出対象行為

居住誘導区域外の区域で、3戸以上、又は、1,000 m²以上の住宅等に係る開発行為や3戸以上の住宅等の建築行為等を行おうとする場合には、原則として市長への届出が必要となります。

■居住誘導区域外で届出対象となるもの

	行為	届出対象
住宅*	建築・用途変更	①3戸以上の住宅を新築しようとする場合 ②建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合
	開発行為	①3戸以上の住宅の建築を目的とする開発行為 ②1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000 m ² 以上のもの

※「住宅」:戸建住宅、共同住宅、長屋、兼用住宅の用に供する建築物



居住誘導区域に係る届出イメージ

■届出を必要としない軽易な行為

以下のような軽易な行為については、届出を必要としない場合があります。

対象行為	概要
住宅等の開発・建築行為等	<ul style="list-style-type: none"> ◆軽易な行為その他の行為で以下のいずれかに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> ・住宅等で仮設のもの又は農林漁業を営む者の居住の用に供するものの建築の用に供する目的で行う開発行為 ・上記の住宅等の新築 ・改築又は用途変更により上記の住宅等とする行為 ◆非常災害のため必要な応急措置として行う行為 ◆都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為

(3) 届出の時期

届出は、開発行為等に着手する 30 日前までに必要となります。また、届出内容を変更する場合も、変更に係る行為に着手する日の 30 日前までに届出が必要です。

(4) 届出書類の作成

以下の区分により、指定された届出書に添付図書を添えて行います。

開発行為の場合	届出書	様式 10 (都市再生特別措置法施行規則様式第 10 号※第 35 条第 1 項第 1 号関係)
	添付図書	① 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面 ② 設計図 ③ その他参考となる事項を記載した図書
建築行為の場合	届出書	様式 11 (都市再生特別措置法施行規則様式第 11 号※第 35 条第 1 項第 2 号関係)
	添付図書	① 敷地内における建築物の位置を表示する図面 ② 建築物の 2 面以上の立面図及び各階平面図 ③ その他参考となる事項を記載した図書
上記の届出内容を変更する場合	届出書	様式 12 (都市再生特別措置法施行規則様式第 12 号※第 38 条第 1 項関係)
	添付図書	上記のそれぞれの場合と同様

(5) 届出書類記入例

様式 10 居住誘導区域外の開発行為

様式第 10 (都市再生特別措置法施行規則第 35 条第 1 項第 1 号関係)

開発行為届出書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

令和●●年 ●●月 ●●日

那珂川市長 殿

届出日を記入
(工事着手の30日前まで)

届出者 住 所 ●●市◆◆町■番地

氏 名 株式会社 △△△△

代表取締役 □□□□

連絡先 ○○○○ - ○○ - ○○○○

株式会社
●●●●
印

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称 (住所)	那珂川市 ●● ▼番地
	2 開発区域の面積	□,□□□.□□ 平方メートル
	3 住宅等の用途	専用住宅
	4 工事の着手予定年月日	令和●●年 ●●月 ●●日
	5 工事の完了予定年月日	令和●●年 ●●月 ●●日
	6 その他必要な事項	地目：宅地 (開発行為の目的) 専用住宅 (20 区画) 用造成 (連絡先) ●●市◆◆町▲▲番地 株式会社△△△△ 担当：☆☆ TEL：○○○-○○○-○○○

開発行為の工事着手年月日を記入

開発行為の目的等を記入

- 注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 届出者の氏名 (法人にあってはその代表者の氏名) の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

様式 11 居住誘導区域外の建築行為

様式第 11（都市再生特別措置法施行規則第 35 条第 1 項第 2 号関係）

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、

住宅の新築
建築物を改築して住宅等とする行為
建築物の用途を変更して住宅等とする行為

について、下記により届け出ます。

令和●●年 ●●月 ●●日
那珂川市長 殿

届出日を記入
(工事着手の30日前まで)

届出者 住所 ●●市◆◆町■番地
氏名 株式会社 △△△△
代表取締役 □□□□
連絡先 ○○○○ - ○○ - ○○○○

株式会社
印

1 住宅等を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	土地の所在：那珂川市 ●● ▼番地 地目：宅地 面積：□,□□□. □□m ²
2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途	共同住宅
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	建築行為等の目的等を記入
4 その他必要な事項	(行為の目的) 共同住宅 (10 戸) の建築 (行為の着手予定年月日) 令和●●年 ●●月 ●●日 (連絡先) ●●市◆◆町▲▲番地 株式会社△△△△ 担当：☆☆ TEL：○○○-○○○-○○○○

- 注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

様式 12 様式 10 又は様式 11 の届出内容を変更する場合

様式第 12（都市再生特別措置法施行規則第 38 条第 1 項関係）

行為の変更届出書

届出日を記入
(工事着手の30日前まで)

令和●●年 ●●月 ●●日

那珂川市長 殿

届出者 住 所 ●●市◆◆町■番地

氏 名 株式会社 △△△△

代表取締役 □□□□

連絡先 ○○○○ - ○○ - ○○○○

株式会社
代表印

都市再生特別措置法第 8 8 条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

当初に届出をした年月日を記入

1 当初の届出年月日： 令和●●年 ●●月 ●●日

2 変更の内容：

開発区域面積の変更 □,□□□. □□m² ⇒ ◇,◇◇◇. ◇◇m²

変更内容の変更前後がわかるように記入

3 変更部分に係る行為の着手予定日： 令和●●年 ●●月 ●●日

変更部分に係る開発行為等の
工事着手年月日を記入

4 変更部分に係る行為の完了予定日： 令和●●年 ●●月 ●●日

- 注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

3. 都市機能誘導区域に関する届出制度

(1) 目的

届出は、都市機能誘導区内外の誘導施設の立地動向を把握することを目的としています。

(2) 都市機能誘導区域に係る届出対象行為

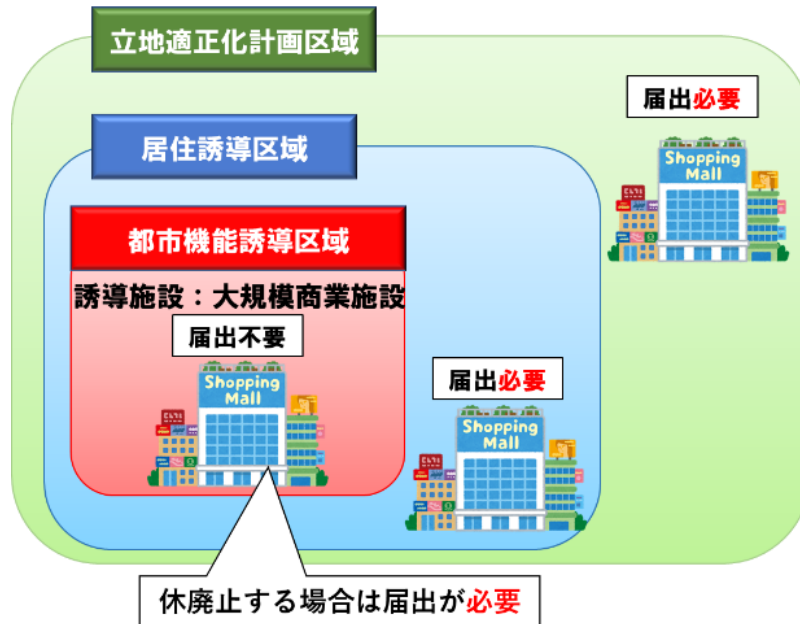
都市機能誘導区域外の区域で誘導施設を対象に以下の行為を行おうとする場合には、原則として市長への届出が必要となります。

■都市機能誘導区域外で届出対象となるもの

	行為	届出対象
誘導施設	建築 用途変更	①誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
		②建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合
		③建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合
	開発行為	誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合

■都市機能誘導区域内で届出対象となるもの

	行為	届出対象
誘導施設	休廃止	誘導施設を休止又は廃止しようとする場合



都市機能誘導区域に係る届出イメージ

■届出対象となる誘導施設（中心拠点）

カテゴリ	誘導施設	定義
商業	商業施設(3,000㎡超)	小売店舗のうち、床面積の合計が3,000㎡を超えるもの
	集会機能(ホール)を有するホテル	旅館業法第2条第2項に定める旅館・ホテル営業に該当する施設で、集会機能として200㎡以上のホールを有するものに限る
高齢者福祉	地域包括支援センター	介護保険法第115条の46に定める地域包括支援センター
子育て支援	地域子育て支援拠点	児童福祉法第6条の3第6項に定める地域子育て支援拠点事業を実施する施設
行政	行政窓口施設	地方自治法第155条第1項に定める出張所
医療	病院	医療法第1条の5第1項に掲げる病院
文化	文化施設	多様な文化事業の実施、文化的活動の場の提供を目的とする施設

■届出対象となる誘導施設（行政・福祉拠点）

カテゴリ	誘導施設	定義
高齢者福祉	地域包括支援センター	介護保険法第115条の46に定める地域包括支援センター

■届出を必要としない軽易な行為

以下のような軽易な行為については、届出を必要としない場合があります。

対象行為	概要
誘導施設の建築・開発行為等	<ul style="list-style-type: none"> ◆軽易な行為その他の行為で以下のいずれかに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> ・誘導施設を有する建築物で仮設のもの建築の用に供する目的で行う開発行為 ・上記の誘導施設を有する建築物で仮設のもの新築 ・改築又は用途変更により誘導施設を有する建築物で仮設のものとする行為 ◆非常災害のため必要な応急措置として行う行為 ◆都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為

(3) 届出の時期

届出は、開発行為等に着手する 30 日前までに必要となります。また、届出内容を変更する場合も、変更に係る行為に着手する日の 30 日前までに届出が必要です。

(4) 届出書類の作成

以下の区分により、指定された届出書に添付図書を添えて行います。

開発行為の場合	届出書	様式 18 (都市再生特別措置法施行規則様式第 18 号第 1 項第 1 号関係)
	添付図書	① 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面 ② 設計図 ③ その他参考となる事項を記載した図書
建築行為の場合	届出書	様式 19 (都市再生特別措置法施行規則様式第 19 号第 1 項第 2 号関係)
	添付図書	① 敷地内における建築物の位置を表示する図面 ② 建築物の 2 面以上の立面図及び各階平面図 ③ その他参考となる事項を記載した図書
上記の届出内容を変更する場合	届出書	様式 20 (都市再生特別措置法施行規則様式第 20 号第 1 項関係)
	添付図書	上記のそれぞれの場合と同様
休廃止の場合	届出書	様式 21 (都市再生特別措置法施行規則様式第 21 号第 55 条の 2 関係)
	添付図書	① 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面 ② 休廃止の決定に係る図書 ③ 都市機能の用途及び面積が分かる書類等

(5) 届出書類記入例

様式 18 都市機能誘導区域外の開発行為

様式第 18 (都市再生特別措置法施行規則第 52 条第 1 項第 1 号関係)

開発行為届出書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

令和●●年 ●●月 ●●日
那珂川市長 殿

届出日を記入
(工事着手の30日前まで)

届出者 住 所 ●●市◆◆町■番地
氏 名 株式会社 △△△△
代表取締役 □□□□
連絡先 ○○○○ - ○○ - ○○○○

株式会社
代表印

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる 地域の名称 (住所)	那珂川市 ■■ ▼番地
	2 開発区域の面積	□,□□□. □□ 平方メートル
	3 建築物の用途	商業施設
	4 工事の着手予定年月日	令和●●年 ●●月 ●●日
	5 工事の完了予定年月日	令和●●年 ●●月 ●●日
	6 その他必要な事項	<p>地目：宅地 (建築物の詳細な用途) 店舗床面積 ◇◇◇㎡ (連絡先) ●●市◆◆町▲▲番地 株式会社△△△△ 担当：☆☆ TEL：○○○-○○○-○○○○</p> <p>誘導施設の詳細を記入</p>

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名 (法人にあってはその代表者の氏名) の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

様式 19 都市機能誘導区域外の建築行為

様式第 19（都市再生特別措置法施行規則第 52 条第 1 項第 2 号関係）

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、
 { 誘導施設を有する建築物の新築 }
 { 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為 }
 { 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為 }
 について、下記により届け出ます。

令和●●年 ●●月 ●●日
 那珂川市長 殿

届出日を記入
 (工事着手の30日前まで)

届出者 住 所 ●●市◆◆町■番地
 氏 名 株式会社 △△△△
 代表取締役 □□□□
 連絡先 ○○○○ - ○○ - ○○○○



<p>1 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積</p>	<p>土地の所在：那珂川市 ■■ ▼番地 地目：宅地 面積：□,□□□. □□㎡</p>
<p>2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途</p>	<p>商業施設</p>
<p>3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途</p>	<p>誘導施設の詳細を記入</p>
<p>4 その他必要な事項</p>	<p>(建築物の詳細な用途) 店舗床面積 ◇◇◇㎡ (行為の着手予定年月日) 令和●●年●●月●●日 (連絡先) ●●市◆◆町▲▲番地 株式会社△△△△ 担当：☆☆ TEL：○○○-○○○-○○○○</p>

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

様式 20 様式 18 又は様式 19 の届出内容を変更する場合

様式第 20 (都市再生特別措置法施行規則第 55 条第 1 項関係)


行為の変更届出書

届出日を記入
(工事着手の30日前まで)

令和●●年 ●●月 ●●日

那珂川市長 殿

届出者 住 所 ●●市◆◆町■番地
氏 名 株式会社 △△△△
代表取締役 □□□□
連絡先 ○○○○ - ○○ - ○○○○



都市再生特別措置法第 108 条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

当初に届出をした年月日を記入

1 当初の届出年月日： 令和●●年 ●●月 ●●日

2 変更の内容： 変更内容の変更前後がわかるように記入
建築物の用途の変更 生鮮食料品売場 ⇒ 日用品売場

変更部分に係る開発行為等の工事着手年月日を記入

3 変更部分に係る行為の着手予定日： 令和●●年 ●●月 ●●日

4 変更部分に係る行為の完了予定日： 令和●●年 ●●月 ●●日

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2 届出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

様式 21 誘導施設の休止・廃止を行う場合

様式第 21（都市再生特別措置法施行規則第 55 条の 2 関係）

誘導施設の休廃止届出書

届出日を記入
(休廃止の30日前まで)

令和●●年 ●●月 ●●日

那珂川市長 殿

届出者 住 所 ●●市◆◆町■番地

氏 名 株式会社 △△△△

代表取締役 □□□□

連絡先 ○○○○ - ○○ - ○○○○



都市再生特別措置法第 108 条の 2 第 1 項の規定に基づき、誘導施設の（休止・廃止）について、下記により届け出ます。

記

1 休止（廃止）しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地

（名 称）○○病院

（用 途）病院 ← 該当する誘導施設を記入

（所在地）●●市◆◆町■番地

2 休止（廃止）しようとする年月日： 令和●●年 ●●月 ●●日

3 休止しようとする場合にあつては、その期間

令和●●年 ●●月 ●●日 ～ 令和●●年 ●●月 ●●日

4 休止（廃止）に伴う措置

(1) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途

(2) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

建築物は、解体する。跡地については、別事業者へ売却予定。

除却予定日：令和●●年 ●●月 ●●日

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。

2 届出者の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

3 4(2)欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入してください。

4. 届出に係るQ & A

■届出の対象区域に関すること

Q	敷地が誘導区域内外にまたがる場合、届出は必要？
A	敷地が誘導区域内外にまたがる場合には、誘導区域内として取り扱います。ただし、誘導区域の設定条件として除外した区域（災害の想定される区域等）に敷地がまたがる場合については、誘導区域から除外することとします。 【敷地が誘導区域内外にまたがる場合】 【敷地が除外区域及び誘導区域にまたがる場合】

Q	都市計画区域外で届出は必要？
A	必要ありません。

■届出の対象行為に関すること

Q	開発行為時に届出を行った場合でも、建築行為時に届出は必要？
A	開発行為、建築行為のそれぞれについての届出が必要です。

Q	戸建て住宅が届出対象となるのは、どのような場合？
A	同じ建築主が、同一時期に、隣接しあう土地に3戸以上の住宅（建売住宅等）を建築する場合に、届出が必要となります。 ※届出の必要性の有無は、事前に都市計画課までお問合せください。

Q	建物の一部に誘導施設を含む場合は、届出が必要？
A	一部でも誘導施設を有する場合は、届出が必要です。

Q	複数の誘導施設を有する1つの建築物を建築する場合、届出は誘導施設毎に必要？
A	誘導施設が1つの建築物に集約されている場合、届出は1つで結構です。ただし、建築物の用途の欄に届出対象となる全ての誘導施設名の記載をお願いします。

Q	都市機能誘導区域内の別の場所へ移転する場合も、休廃止の届出が必要？
A	施設の立地動向を把握するため、必要です。

Q	建替・改装等で休止の場合も届出は必要？
A	建替え・改装等で休止の場合も届出は必要です。

■その他届出に関すること

Q	届出書類は何部必要？
A	1部提出をお願いします。

Q	届出書の建築物の用途とは何を記載すれば良い？
A	都市機能誘導区域については誘導施設名を、居住誘導区域については建築確認と同様の用途（専用住宅、共同住宅等）を記載してください。

Q	届出書の地目、面積は何を記載すれば良い？
A	地目については登記簿、面積については実測に基づき記載してください。

Q	届出に関する罰則はある？
A	届出行為の対象となる開発行為又は建築行為は、「届出をしない場合」や「虚偽の届出をして開発又は建築行為等を行った場合」に、都市再生特別措置法第130条第一項に基づき、30万円以下の罰金に処せられる場合があります。 なお、誘導施設の休廃止に係る届出は、罰則はありません。

Q	今後、区域や誘導施設が変更することはある？
A	立地適正化計画は概ね5年毎に定期的な見直しを予定しています。これに伴い届出の対象も変わることが考えられます。